

第2章 通 則

第1節 審査上の留意事項

- 1 本基準の適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、法令、条例等の抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分について、また、指導基準となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導すること。
- 2 消防用設備等の設置については、防火対象物に火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火及び延焼防止を含む消火活動等の防災対策を総合的な視野に立って審査すること。
- 3 消防用設備等に関する各種技術開発が著しいことから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等を十分把握するように努め、実態にあった指導をすること。
- 4 消防用設備等は、できるだけ有機的に相互に関連して活用できるよう設置指導すること。
- 5 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置するものについても、原則として、本基準を適用するものとする。
- 6 令第27条（消防用水）及び条例第55条（固定避難用タラップ）における高さが31mを超える建築物とは、最上階の軒の高さが31mを超えるものとする。
- 7 特異な設置計画等、審査上判断が困難なものについては、主管課と協議すること。
- 8 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）を含む防火対象物にあつては、原則として、防火対象物全体を法第17条で規制し、危険物施設部分の規制にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の基準により設置することとし、詳細にあつては主管課と協議すること。
- 9 本基準中、●が表示されている部分は、指導基準を示す。